

令和6年度 男性のチカラ向上応援事業委託業務 企画提案公募要領

1. 委託業務の名称

令和6年度 男性のチカラ向上応援事業委託業務

2. 委託期間

契約締結の日から 令和7年3月31日まで

3. 事業の目的

沖縄県では、男女共同参画社会の実現に向けて、女性活躍の環境整備等の取組を進めており、その一環として、「男性のチカラ向上応援事業」を実施しているところである。

本業務では、男性の育児休業の取組推進等に関する意識啓発や男性の家事・育児参画に資する講座等の取組を行うことにより、固定的な性別役割分担意識の解消を図ることを目的とする。

4. 委託の上限額

委託料の上限は 2,702,389円（消費税及び地方消費税含む）とする。

5. 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

6. 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）」第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
(注)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項
普通地方公共団体は、特別な理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 「会社更生法（平成14年法律第154号）」又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (5) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 沖縄県内に本店又は支店を有するものであり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (10) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有する者。

- (11) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
- ウ 全ての構成員が応募資格(1)～(8)までの要件を満たし、いずれかの構成員が応募資格(9)を満たし、代表する法人が応募資格(10)の要件を満たすこと。
- エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

7. スケジュール及び応募方法等（※すべて予定であり変更する可能性がある）

(1) 主なスケジュール

令和7年1月20日（月）：企画提案公募及び質問受付開始
令和7年1月24日（金）：質問事項 受付〆切
令和7年1月29日（水）：企画提案参加届 提出〆切
令和7年2月4日（火）：企画提案書 提出〆切
令和7年2月5日（水）：第1次審査（書面）
令和7年2月10日（月）：第2次審査（プレゼンテーション）
令和7年2月12日 以降：最終審査結果通知、契約締結

(2) 質問事項の受付等

ア 受付期限：令和7年1月24日（金） 17:00 必着
イ 提出様式：「質問書」（様式1）
ウ 提出方法：電子メールにより提出すること
(提出先) 沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課
Email：aa001309@pref.okinawa.lg.jp
担当：比嘉

エ 回答方法：令和7年1月27日（月）までに女性力・ダイバーシティ推進課HPに掲載。

(3) 企画提案参加届の提出等

ア 受付期限：令和7年1月29日（水） 17:00 必着
イ 提出書類：以下の書類一式を1部提出すること。
①「企画提案参加届」（様式2）
②「協定書」（様式3）※共同企業体の場合のみ。
③「誓約書」（様式4）※全構成員分
ウ 提出方法：書留郵便、持参又はメールにて提出すること。
※ 企画提案参加届の提出がない場合は参加資格を満たさないものとする。
※ メールの場合は上記(2)記載の宛先へ提出すること。また、受信確認を行うこと。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和7年2月4日（火） 17:00 必着
イ 提出書類：以下の書類一式を7部（正本1部、副本6部）提出すること。
※ 書類は、A4片面カラー印刷とし、左上1カ所をクリップで留め（ステープル不可）、左側（長辺）にファイル綴り用のパンチ穴（2穴）を開けて提出すること。
※ 副本についてはコピー可とする。
①「表紙」（様式5）
②「会社概要」（様式6）※全構成員分
③「業務実績」（様式7）※全構成員分
④「企画提案書」（任意様式）
※ 「表紙」（様式5）の留意事項に基づき作成すること。
⑤「経費見積書」（様式8）
⑥「経費見積書の明細」（任意様式）
⑦「作業スケジュール」（任意様式）
⑧「執行体制図」（任意様式）

ウ 提出方法：書留郵便又は持参により提出すること。

※ 企画提案書の提出がない場合は参加資格を満たさないものとする。

(5) 第一次審査（書類審査）

令和7年2月5日（水） ※結果通知：令和7年2月6日（木）までには通知する。

女性力・ダイバーシティ推進課において、「企画提案書」を中心に書類審査を行い、上位3者程度を選定する。選定者に対して、第二次審査（プレゼンテーション審査）の日時・場所を通知する。選定されなかった者に対しては結果のみを通知する。

(6) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

令和7年2月10日（月）午前 ※結果通知：令和7年2月12日（水）以降予定

選定委員会において、提案内容等について、審査基準に沿って審査を行い最も優れた提案者を選定する。

(7) 審査基準

ア 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。

イ 提案内容について、実施体制、実施方法、その他必要な項目に係る提案が具体的かつ効果的に実現可能性が高く、優れたものとなっているか。

ウ 当該委託業務を遂行できる能力・体制等を有しているか。

エ 当該委託業務の遂行に資する実績があるか。

オ 合理的なスケジュールが提案されているか。

カ 予算の範囲内で適切に経費が見積もられているか。

(8) 契約について

ア 県は、審査の結果、最高順位の者を委託候補者として契約締結に向けた協議を行う。ただし、当該協議が合意に至らなかつた場合は、次順位以降の者を繰り上げて同様に協議を行うものとする。

イ 事業実施にあたっては、県と企画提案書の内容について協議・調整することとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。

8. その他

- (1) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて応募者が負うものとする。
- (3) 企画提案書等は、応募者1者につき1提案のみ受付けるものとする。
- (4) 提出期限を過ぎた場合、虚偽の記載があった場合又は予算額を超えた企画提案書等は無効とする。
- (5) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募要件を満たさなくなつた者が提出した企画提案書等は無効とする。
- (6) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書等の作成や提出、プレゼンテーションへの出席に要する経費等）は応募者の負担とする。
- (7) 提出された書類（企画提案書等）は返却しない。なお、提出された書類は本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- (8) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (9) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (10) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（※）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※ 契約保証金について（沖縄県財務規則 括弧）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 隨意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

9. 問い合わせ・関係書類提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階
沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課 担当：比嘉
tel : 098-866-2500 fax : 098-866-2589
Email : aa001309@pref.okinawa.lg.jp